

平成21年6月釜石市議会定例会

市長報告(予定)

- 1 釜石市と大槌町の連携について
- 2 新型インフルエンザへの対応について

平成 21 年 6 月釜石市議会定例会付議事件（予定）

総 括 表

1 付議事件（予定）件数 5 件

2 内 訳

- (1) 報告…………… 1 件
 - ア 平成 20 年度繰越明許費の報告…………… (1 件)
- (2) 専決処分の承認…………… 1 件
 - ア 平成 21 年度補正予算…………… (1 件)
- (3) 条例…………… 1 件
 - ア 一部改正…………… (1 件)
- (4) その他の議案…………… 2 件
 - ア 財産の取得に関し議決を求めること…………… (1 件)
 - イ 釜石地区広域市町村圏協議会廃止の協議に関し議決を求め
ること…………… (1 件)

平成21年6月釜石市議会定例会付議事件(予定)総括表

議案番号	件名	要旨	備考
報告第1号	平成20年度釜石市一般会計繰越明許費の報告について	(内容別紙)	地方自治法施行令第146条第2項
議案第48号	平成21年度釜石市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて	(内容別紙)	地方自治法第179条第3項
議案第49号	釜石市市税条例の一部を改正する条例	<p>地方税法の改正に伴い、当市の条例もこれに準じて改正するほか、所要の改正を行おうとするもの (主な改正内容)</p> <p>1 個人住民税に関する改正 ・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設</p> <p>2 国民健康保険税に関する改正 ・地方税法等の改正による個人住民税の所得額の算定方法の変更等に伴う所要の改正</p> <p>【施行期日】 一部の規定を除き、平成22年1月1日</p>	地方自治法第96条第1項第1号
議案第50号	財産の取得に関し議決を求めることについて	釜石市立中学校教育用コンピュータ機器及び周辺機器を買入れようとするもの	地方自治法第96条第1項第8号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条
議案第51号	釜石地区広域市町村圏協議会廃止の協議に関し議決を求めることについて	釜石地区広域市町村圏協議会廃止の協議に関し議決を求めようとするもの	地方自治法第252条の2第3項 第252条の6

[別紙]

平成20年度釜石市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					特定財源				一般財源
					既収入特定財源		未収入特定財源		
					国・県支出金	地方債	国・県支出金	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	市庁舎改修工事	5,000,000	5,000,000	5,000,000				0
		定額給付金給付事業	450,596,000	450,596,000	447,906,000		2,690,000		0
		集会所改修工事	3,400,000	3,400,000	3,400,000				0
3. 民生費	1. 社会福祉費	後期高齢者医療システム改修経費	3,000,000	3,000,000			3,000,000		0
	2. 児童福祉費	子育て応援特別手当交付事業	18,194,000	18,194,000			18,194,000		0
4. 衛生費	2. 清掃費	旧最終処分場環境整備事業	8,000,000	8,000,000	8,000,000				0
6. 農林水産業費	3. 水産業費	さけ・ます増殖施設整備事業補助金	4,100,000	4,100,000			4,100,000		0
7. 商工費	1. 商工費	釜石プレミアム商品券発行事業	10,000,000	10,000,000	10,000,000				0
		鉄の歴史館リニューアル事業	24,179,000	24,179,000				16,800,000	7,379,000
		観光施設整備事業	20,000,000	20,000,000	20,000,000				0
8. 土木費	4. 港湾費	釜石港荷役機械整備事業補助金	50,000,000	50,000,000	50,000,000				0

10. 教育費	2 . 小学校費	学校施設耐震診断事業	7,400,000	7,400,000	7,400,000				0
		地上デジタル放送対応事業	5,600,000	5,600,000	5,600,000				0
		学校施設耐震補強等設計事業	21,500,000	21,500,000	21,500,000				0
	3 . 中学校費	学校施設耐震診断事業	2,500,000	2,500,000	2,500,000				0
		地上デジタル放送対応事業	3,100,000	3,100,000	3,100,000				0
		教育用コンピュータ整備事業	30,000,000	30,000,000	30,000,000				0
		学校施設耐震補強設計事業	2,700,000	2,700,000	2,700,000				0
	6 . 社会教育費	公民館分館改修工事	2,700,000	2,700,000	2,700,000				0
		市民文化会館改修工事	6,000,000	6,000,000	6,000,000				0
	計			677,969,000	677,969,000	625,806,000	0	27,984,000	16,800,000

平成21年6月定例会提出 補正予算(21年度専決処分)総括表

1 会計別補正額

(単位：千円)

会 計 名		補 正 前 の 額	補 正 額	合 計	
一 般 会 計		16,550,000		16,550,000	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,853,461		4,853,461	
	後 期 高 齢 者 医 療	460,368		460,368	
	老 人 保 健	725	27,054	27,779	
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	3,301,593		3,301,593
		介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	44,837		44,837
	下 水 道	1,353,743		1,353,743	
	漁 業 集 落 排 水	166,584		166,584	
	農 業 集 落 排 水	30,855		30,855	
	駐 車 場	15,600		15,600	
	小 計	10,227,766	27,054	10,254,820	
合 計		26,777,766	27,054	26,804,820	

会 計 名		補 正 前 の 額	補 正 額	合 計
企 業 会 計	水 道 事 業	収 益 的 収 入	756,257	756,257
		収 益 的 支 出	730,989	730,989
		資 本 的 収 入	218,843	218,843
		資 本 的 支 出	505,483	505,483

平成 2 1 年 5 月補正予算の概要

1 . 老人保健事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(歳 入)

(単位 : 千円)

説 明	金 額
1 医療費国庫負担金	27,055
2 前年度繰越金	1
合 計	27,054

(歳 出)

説 明	金 額
1 負担金等精算による償還金	326
2 繰上充用金	26,728
合 計	27,054

釜石市市税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の改正に伴う釜石市市税条例の改正について、平成 21 年 4 月 1 日施行部分等の改正は平成 21 年 3 月 31 日付けで専決処分し、平成 21 年 5 月釜石市議会臨時会において承認された。

今回、専決処分により改正した部分以外(平成 22 年 1 月 1 日施行部分等)について、釜石市市税条例の一部を改正することとし、平成 21 年 6 月釜石市議会定例会に議案提案するものである。

主な改正内容は次のとおり。

1 個人住民税

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設(住宅ローン控除の創設)

【対象者】

所得税の住宅ローン控除の適用者

(平成 21 年から平成 25 年までに入居した者に限る。)

【控除額】

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除と同額(最高 9.75 万円)を限度に控除する。

現在、個人住民税で既の実施されている住宅ローン特別控除は、先般の税源移譲に伴う経過措置として平成 18 年までの入居者に限り設けられた特例的な制度である。

なお、平成 19・20 年の入居者については、控除期間を 10 年及び 15 年のいずれかを選択できる制度とし、ローン残高上限額、控除限度額の総額を同額としたうえ所得税のみの控除となっている。

2 国民健康保険税関係

地方税法等の改正による個人住民税の所得額の算定方法の変更等に伴う所要の改正

国民健康保険税の所得割の算定の基礎となる個人住民税の所得額の算定方法等に関して、地方税法等の改正があったことに伴い、所得割の算定対象所得に上場株式等に係る配当所得を追加するなど関係する規定を改正するもの。

財産の取得に関し議決を求めることについて
(釜石市立中学校教育用コンピュータ機器及び周辺機器購入)

- 1 相手方
株式会社 リードコナン
- 2 取得予定価格
28,329,000 円
- 3 購入機器数量
教育用コンピュータ 185 台
周辺機器 一式
- 4 納入期限
6 月市議会定例会議決後 30 日以内とする

釜石地区広域市町村圏協議会廃止の協議に関し議決を求めることについて

平成21年5月22日に開催した釜石地区広域市町村圏協議会総会において、昭和46年9月15日に、当時の釜石市、遠野市、大槌町及び宮守村の2市1町1村で構成され、設置された釜石地区広域市町村圏協議会を、以下の理由から廃止する方向性が確認されたことから、地方自治法第252条の6の規定に基づき、廃止の協議に関し議決を求める。

1 廃止の理由

- (1) 設置当初に設定された目的がおおむね達成されたと判断されること。
- (2) 職員研修事業をはじめとする協議会の事業活動の見直しが課題となっていたこと。
- (3) 協議会の設置を定めてきた「広域行政圏計画策定要綱」が、平成21年3月31日をもって廃止されたこと。

2 協議会の概要

(1) 目的

釜石地区広域市町村圏における広域行政の推進について各関係市町が総合に連絡調整を図ることを目的とする。

(2) 設立

昭和46年9月15日

(3) 構成市町村（現在）

釜石市、遠野市、大槌町

(4) 協議会の担任する事務

- 釜石地区広域市町村圏計画の策定に関すること。
- 計画に基づく事業の実施の調整に関すること。
- 前記以外の釜石地区広域市町村圏内の事務の広域的処理の調整に関すること。

3 廃止に向けた諸手続きと日程

- (1) 各市町議会への廃止協議議案の付議・・・各市町6月定例会に付議する。
- (2) 臨時総会の開催・・・6月下旬～7月上旬
- (3) 岩手県知事への届出・・・臨時総会後の廃止に伴う所要の手続きを踏まえ届出
- (4) その他の手続き
 - 広域市町村圏整備推進協議会からの脱退
 - 特定地域経済活性化計画の訂正

4 廃止日の設定

平成21年9月末日

平成21年6月釜石市議会定例会
追加付議事件(予定)

【その他】(1件)

- 1 大平処理場汚泥処理設備更新(その1)工事請負契約の締結に関し議決を求めることについて